

ITU-R 研究委員会等における作業方法

株式会社NTTドコモ 無線標準化推進室 室長 はしもと あきら
橋本 明



1. 概要

無線通信総会、研究委員会（及び傘下作業部会）、無線通信アドバイザーグループ（RAG）などITU-Rの主要組織の任務、各種会合における作業方法は決議ITU-R 1に詳細が規定されている。さらに近年重要性を増している世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conference）への準備作業については決議ITU-R 2が規定している。本稿ではこの二つの決議の主要部分について概説する。

2. 無線通信総会・研究委員会等の作業方法（決議ITU-R 1）概要

2.1 無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）

無線通信総会（RA）は以下の事項を審議するため3～4年に1回、最近ではWRCの直前1週間に開催されることが慣例となっている。

- ITU-R勧告の承認
- ITU-Rの作業に関する基本ルールの審議及び関連決議の承認
- 次会期研究課題（Question）の承認
- Study Group（SG）の構成に関する審議
- SG等の議長、副議長の指名

2.1.1 RAでのITU-R勧告承認

1980年代までのRAは勧告の最終審議とその承認を主たる任務として会期も2週間を要していた。しかし1990年代からはSGでの勧告案採択後に加盟国の郵便投票手続により随時勧告の承認ができるようになったためRAで承認する勧告の数は著しく減少した（本稿2.6.2参照）。現在RAで承認を行う勧告は、日程的にRA承認が適しているもの、SG会合又はその後の郵便投票段階で採択に必要な支持が得られず総会で再審議が必要なもの、その他RAで承認するのがふさわしいと判断されたものに限定される。これらが勧告案全体に占める比率は5%以下にすぎない。

2.1.2 ITU-Rの作業に関する基本ルール（ITU-R決議）の承認

ITU-R決議には、ITU-Rの作業に関わる基本事項を規定したものの（本稿で述べる二つの決議等）の他に特定分野の技

術に関して今後の研究方向を定めたものがある（本稿2.4.4参照）。前者についてはRAGの議論結果等を取りまとめ無線通信局長が改訂案を作成するか、各国が必要に応じて直接RAへ改訂提案を提出する。一方、後者については主管SGが改訂案を出すことが多い。

2.1.3 RAでの次会期研究課題（Question）の承認^{（注）}

Questionには、(i) ITU-R Study Groupが自ら各国提案に基づいて起草したものと、(ii) 全権委員会、理事会等の決定に基づきITU-Rに検討が付託されるものがあり（ITU条約No.129に基づく）、後者についてはRAが担当SGを指定する。しかしこのような例は最近少なく、また前者についても大半は事前に加盟国郵便投票で承認されているので、RAではSGごとの担当研究課題を一括承認している。

（注）Questionの詳細は2.4.1で述べる。

2.1.4 Study Group（SG）の構成に関する審議

ITU-RのSG構成並びに所掌事項の決定はRAで行われる（ITU条約No.133に基づく）。ITU-Rでは2007年10月のRAにおいて大規模なSG再編成が行われたが、毎会期SG構成の見直しは議論されるわけではない。

2.1.5 SGの議長、副議長の指名

決議ITU-R 1では本件について「Meeting of Heads of delegations（団長会議）」において推薦提案を策定すると規定されている。SGの議長・副議長については、推薦手続の詳細並びに候補者の要件（知識・経験、会議運営能力、継続性など）が別の決議ITU-R 15で規定されている。本決議によると、まず手続についてはITU加盟国政府又は無線通信局加盟組織からの推薦をRAの開始日1か月前を期限に受け付けることとなっている。またSG副議長の選出数については、グループの作業量、地域バランス、性別バランス、途上国の参画、候補者の専門性等を十分考慮すべきとの規定が設けられている。

2.2 無線通信アドバイザーグループ（RAG：Radiocommunication Advisory Group）



RAGの任務はSGと同様にRAに直結する組織で、SG作業方法の改善、SG間の横断的に関わる事項等を議論し解決法を検討すること、ITU-Rが所管する業務全般について無線通信局長へ助言を行うことが主たる任務である。RAGはITUの他のSector (ITU-T、ITU-D) と調整を要する事項やSector間にまたがる問題についての議論も行う。

2.3 研究委員会とその傘下グループ

2.3.1 研究委員会 (SG : Study Group)

ITU-RのSGは、以下の事項について研究を行い勧告等の作成を任務としている (ITU条約No.150-No.154)。

- (a) 地上無線通信、宇宙無線通信における周波数スペクトラムの使用
- (b) 静止衛星軌道及び他の衛星軌道の使用
- (c) 無線通信システムの特性と品質
- (d) 無線局の運用
- (e) 遭難・安全に関する無線通信的側面

上記の規定に従い、現在のSGの所掌事項 (Scope) は表1のように規定されている (決議ITU-R 4による)。SGの任務は、技術標準としての勧告・報告の作成に加えてWRC準備作業としての技術検討も含まれる (本稿3参照)。これらを遂行するためSGは傘下に作業部会 (WP : Working Party) をはじめ幾つかのグループを設ける。

2.3.2 作業部会 (WP : Working Party)

WPはSG傘下の常設組織として「勧告」・「報告」の作成、またWRC準備作業についての実質審議を行う。決議

ITU-R 1ではWPの組織としての在り方と基本事項を以下のように規定している。

- 各SGに設けるWPの数は最小限とする (現在は3又は4のWPが設置されている)。
- WPには所掌事項 (Scope) に応じて研究課題 (Question) が割り当てられ、これに基づいて勧告案 (又は報告案) を策定することが主たる任務となる。
- WPは定常組織として1研究会期 (通常4年) 以上の長期にわたって存続することを原則とする。ただし研究課題の終了又は追加に伴う所掌事項の部分的見直しはSGの判断によって随時行われる。

2.3.3 タスクグループ (TG : Task Group)

TGは、緊急を要するものなど特定課題について期限を区切って取り組み、所要の勧告等を作成することを任務とする。TGの設立には、その背景・目的、委任事項 (Terms of reference) 並びに議長名を記載したDecisionをSG会合で承認する必要がある。WPとTGはSG直属という点で同等であり、会合における作業方法もほぼ同様と考えてよいが前者が定常組織であるのに対して後者は特定の勧告等が完成するまでの時限組織である点が異なっている。

2.3.4 合同グループの設立とSG間の協同活動

課題の性質上二つ以上のSGにまたがる検討が必要な場合にはJoint Task Group (JTG) が設立される。JTGに委ねられる課題はWRC議題 (無線通信規則改正) の事前検討に必要な周波数共用問題に関するものが多く、異なる分野の専門家が同一会合に集まり効率的に議論を行う。

2.3.5 WP以下の組織

ITU-Rの会合は原則WP単位に開催される。ただし同一SGに属するWP会合は同時期又は日程を若干ずらして同じ場所で開催されることが多い。会期はWPの規模によるが通常5日-8日間程度である。WP内でも課題に応じてグループ分けを行い審議の効率化を図っている。したがってWPの下に幾つかのサブグループが設けられる。それらのグループに統一された呼称はないがWorking Group (WG)、Sub-Working Party (SWP) などが一般的に用いられる。WG/SWPの設立、統合、廃止は会合ごとの作業量等に応じて比較的柔軟に行われる。

また特定課題について次回会合までの間 (通常6か月程度) に検討を継続し早期結論を得たい場合には以下の仕組

表1. ITU-R研究委員会 (SG : Study Group)

	所掌事項 (Scope)
SG1	スペクトラム計画、利用、技術、共用及び監視
SG3	電離媒質、非電離媒質中における電波伝搬並びに電波雑音特性
SG4	固定衛星業務、移動衛星業務、放送衛星業務及び無線測位衛星業務のネットワークとシステム
SG5	固定業務、移動業務、無線測位業務、アマチュア及びアマチュア衛星業務のネットワークとシステム
SG6	一般公衆向け配信を目的とした映像、音声、マルチメディアとデータサービスを含む無線放送
SG7	宇宙運用、宇宙研究、地球探査及び気象に関するシステム、受動及び能動のセンシングシステム、電波天文、標準電波及び報時信号

みが考えられている。

- Rapporteur (註)：当該課題について専門家（ラポータ）を指名して予備的検討を委嘱する。ラポータは各国・各組織の意向を調査・分析の上その結果を取りまとめ次会合までに議論のベースとなる文書を作成する。
- Rapporteur Group (RG) (註)：議長に相当するラポータと参加を希望するメンバーによって構成される。委嘱された課題についてメンバーから提案を募り、これをラポータが取りまとめてグループ内の合意を得た上でoutputをWP会合へ提出する。審議は原則として電子メールを用いるが必要に応じて会合を開催することができる。
- Correspondence Group (CG)：議長とメンバーによって構成されRGと同様に特定課題の検討を行うが、CGはメールのみで作業を行い会合を開催することはない。近年は標準化会合開催数が増したため、参加組織の経費負担軽減のためにもCGを活用して審議促進を図るケースが増えている。

(注) Rapporteur、Rapporteur Group制度はITU-Tで標準作業形態として広く採用されているが、ITU-Rでの実現例は少なくCGを活用することが多い。

さらに幅広い専門家の意見を取り入れるように、上述のRG又はCGをSG横断的に組織化したものが、Joint Rapporteur Group、又はJoint Correspondence Groupである。

以上2.3.1-2.3.5に述べた研究委員会並びにその傘下組織の位置付けを示すと図1のようになる。

2.4 ITU-Rテキスト

ITU-R会合の成果は、無線通信の技術標準に関する勧告、報告をはじめ、本稿で述べているITU-R決議など多くの文書として発行されるが、これらを総称してITU-Rテキスト (text) と呼んでいる。

2.4.1 研究課題 (Question)

決議ITU-R 1によるとQuestionの定義は「A statement of a technical, operational or procedural problem, generally

seeking a Recommendation, Handbook or Report」とされている。新たな課題を研究する際、他のtextに先立ってまずQuestionが提案され承認されねばならない。

Questionには、その課題が必要とされる背景と具体的課題が簡条書きに記述されるとともに、研究成果textの種別（勧告、報告、Handbook）、研究完了時期、研究優先度を示すCategoryが指定される。

SGで行われる標準化研究は原則としてQuestionを基に行われる。一方で、WRC議題の準備作業（後述）では具体的課題がWRC決議等であらかじめ決定されるので別途Questionを採択せずに研究が行われる。このため近年はQuestionなしの研究とそれに基づく成果（勧告等）を公認するため、「各SGはその所掌の範囲でQuestionなしで研究を遂行できる」ことが明文化されている。

2.4.2 勧告 (Recommendation)

(1) 勧告の定義

勧告はSGの作成する最も重要なtextであり、決議ITU-R 1の定義では、

“An answer to a Question or part(s) of a Question or topics which, . . . (中略) . . . , provides recommended specifications, requirements, data or guidance for a recommended way or ways of undertaking a specified task; (中略) , which is considered to be sufficient to serve as a basis for international cooperation in a given context in the field of radiocommunications.”

となっている。

前述のQuestionの定義のように簡明ではないが、一般には無線通信システム・無線技術の仕様、データ、ガイダンス、特定業務を遂行する手法、等が勧告の対象と理解されている。

WP・SG会合の審議を経て「勧告」として合意を得るには、上記定義に照らして次の2条件が必要である。

- (a) 何を「勧告する」のかが明確になっており、対象システムの要件（設計、建設、運用、干渉調整等）とし

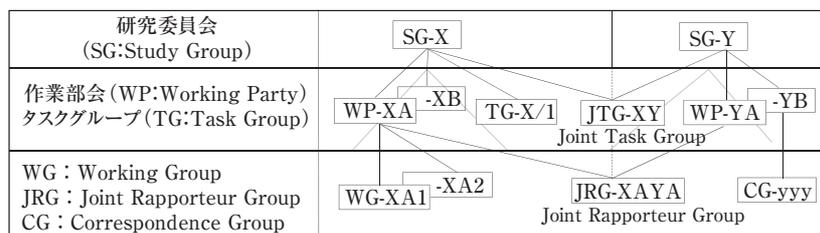


図1. ITU-R 研究委員会 (Study Group) 及び傘下組織の検討体制



て必要十分な内容が記載されていること。

- (b) 会議参加国の多数から「国際協力のベースとして役立つ」との評価を得ること。

(a) については、研究の進展に応じて逐次内容の充実化が図られるものであるが、合意に至らない部分が多いと、勧告として必要十分な条件を満たさない。また (b) の評価には主観的要素も含まれるが、技術的に十分な内容を有していても、一部の国の特殊な用途とみなされると多くの国の支持を得ることができない。上記どちらかを満たさない場合、文書は次項の「報告 (Report)」として扱われることが多い。

(2) 勧告の種類と構成

ITU-R勧告の呼称には専門別に分類されたシリーズ名 (アルファベット1~3文字) と承認順に応じた通し番号が付けられる。現在は17のシリーズに約1150件が有効な勧告として維持されている。

これらの勧告の構成 (フォーマット) には、これまで明確に定められたものがなく慣習的に定まった構成に従ってきたが、最近のRAG会合で勧告フォーマットのガイドラインが合意された。その結果が表2であり、上段から記載順に構成要

表2. ITU-R勧告フォーマットのガイドライン

構成要素	各要素の説明及び着眼点
Title	主目的を反映する。
Scope	勧告の目的、適用条件等を記述
Keywords (*)	勧告で用いられる用語のリスト
Abbreviations	勧告で用いられる略語とそのつづり
Related Recommendations, Reports	関連勧告、報告のリスト
considering	勧告導出の背景となる考察事項を簡条書きで記述
recognizing (*)	勧告の背景となる既存規則事項等を簡条書きで記述
noting (*)	勧告の背景となる一般情報・関連ITU-Rテキストを簡条書きで記述
recommends	勧告主文として、無線技術の仕様、要求条件、特定業務を遂行する手法、ガイダンスを記述。Annex等の参照により、詳細な補完情報を勧告に含めることができる。
Annex (*)	勧告内容を補完する情報。一定の拘束力を持つ「勧告主文」と同等であるか参考情報であるかは、当該Annexが勧告主文でどのように参照されているかに依存する。

(*) これらの要素は必須ではなく必要に応じて記載。

素を示している。これは実質的に既存勧告で踏襲してきた形式を尊重したものとなっている。

2.4.3 報告 (Report)

報告 (Report) はITU-Rに固有のtextでITU-Tでは作成していない。Reportの定義は決議ITU-R 1によれば、「A technical, operational or procedural statement, prepared by a Study Group on a given subject related to a current Question or the results of other studies.」となっている。前項で述べた勧告の定義と比較すると「国際協力のベース」という表現が除かれている点が主たる相違と言える。

報告 (Report) が作成されるのはおおむね以下のようなケースである。

- (1) 課題の中心的成果を勧告に記載しそれ以外の補足情報を報告に収容するため、勧告を補完する目的で作成されたもの。
- (2) 課題によっては「国際標準」を規定することになじまないため、指針又は解説的性格を有するテキストとして作成されたもの。
- (3) 当初は勧告作成を目指して作業を進めてきたが、内容不十分又は国際標準として各国の支持が得られず報告にとどまったもの。

報告はSG会合で直接最終承認できるので手続上勧告より短期間に完成させることができる。

2.4.4 ITU-R決議 (ITU-R Resolution)

決議ITU-R1には、ITU-R決議自体の定義も記載されている。それによると、「A text giving instructions on the organization, methods or programmes of Radiocommunication Assembly or Study Group work.」とされている。すなわち、「無線通信総会又は研究委員会の業務の体制あるいは手法に関する指針を与えるテキスト」である。

ITU-R決議は現在40件あるが、全SGの業務に共通に関連するものとして、本稿で扱う決議ITU-R 1、ITU-R 2の他にSG構成についての決議、他組織との協力に関する決議などがある。その他の決議は特定技術分野の研究指針に関するものであり、これらの内容は当該技術を担当するSG (複数の場合もある) の作業に反映される。

2.4.5 ハンドブック (Handbook)

Handbookは、ITU-Rで研究対象となった無線通信システム・装置の特性に関する規定に加えて、設計・建設・運用

面に関する実際的な情報を含むtextであり、途上国の技術支援等に活用される。内容には、勧告・報告では一般に避けることになっている企業ブランド名を含む方式・装置の紹介も認められている。Handbook関連作業は通常のWP会合での議論に加えて、2.3.5で述べたCGにより会合間の期間を活用して行われることも多い。

2.5 ITU-R会合への寄与文書

2.5.1 寄与文書の構成

会合への寄与文書（寄書）の構成（フォーマット）についてITU-Tでは勧告A.2でガイドラインが規定されているが、ITU-Rではこのように寄書の章構成を明記した勧告はない。したがって内容は実質的に提案者に任されているが、慣習としておおむね以下のような構成を取ることが多い。

- (1) Heading (Title) : 必要に応じてSub-titleに関連Questionを記載。
- (2) Introduction又はBackground。(提案の背景、当該課題の検討経緯など)
- (3) Discussion又はConsideration、Rationaleなど。(提案に至る考察)
- (4) Proposal又はSummary、Conclusionなど。(新勧告、既存勧告の改訂等の具体的提案)
- (5) Annex、Attachment、Appendixなど。提案の補足情報、又は「提案勧告テキストの全体」。

Annex、Attachmentについては単なる補足情報を記載する場合もあるが、新勧告等を提案する場合、又は既存勧告の修正を提案する場合に具体的提案テキストを記載することもある。この場合Proposalにおいて「提案テキストをAnnexに示す」と明確に示す必要がある。

寄書のページ数について、決議ITU-R1には「Contributions should be limited in length (if possible, less than ten pages)」との記載がある。しかしながら、近年は審議対象となる勧告自体のページ数が増加したため、寄書についても一律にページ制限を設けることが困難になり、また電子ファイルの普及によりページ制限を課す意義も薄れたため、実質的制限はないと考えてよい。ただし前記の(2)-(4)の背景説明から結論に至る部分ではできる限り簡潔にまとめることが望ましい。

2.5.2 寄与文書の提出期限

文書の翻訳を要しない作業部会（WP）以下の会合では、寄書の提出期限について「会合開始日の7日前（同じ曜日の日）の午後4時（ジュネーブ時間）」と定められている。ただしこの期限は、ITU加盟国、加盟組織からの一般寄書についてであり、議長、事務局から提出される文書、及び他グループからのリエゾン文書には期限がなく会合中でも随時受け付けられる。SG会合に提出されるWP会合からの文書（直前開催分）にも上記期限は適用されない。

またRA、WRCなど翻訳を要する上級会合の寄書提出期限についてはその都度会合招請状で周知されるが、最近では「会合開始日の14日前」と規定されることが多い。

2.5.3 WP会合等での文書審議

提案した勧告等が採択されるまでには通常何回かの会合を経るので、この間に逐次テキスト内容の充実を図るため寄与文書も継続して提出する必要がある。一般に2回目以降の寄書は前回出力文書の追補版の形式を取る。この間に出力文書のstatusも作業文書、暫定勧告案等に変わっていくが、これらの呼称について厳密な基準や定義があるわけではない。WP会合では、出力文書を「Temporary document」として作成するが、このうち内容について十分各国の合意が得られたと判断したものはSG会合へ送付し、他のものはWP議長報告（WP Chairman's Report）のAnnexとして次回会合へ継承する。この間のプロセスを図2に示す。

2.6 ITU-R勧告 (Recommendation) の採択・承認手続

勧告を承認するには、まずSG会合での合意（これを「採択 (adoption)」と称する）を経て、その後ITU加盟国による郵便投票手続により「承認 (approval)」することが必要である。すなわち2段階の合意プロセスが必要であるため全体の手続を複雑化しているが、まず前段階の「採択 (adoption)」の条件から述べる。

2.6.1 採択 (adoption)

WP等から提出される勧告案をSG会合で直接採択するには、当該勧告案がSG会合開始日の4週間以前に提出され

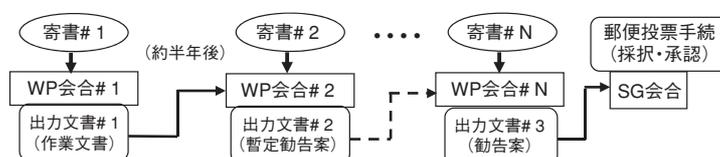


図2. 会合ごとの寄与文書のフォローアップ



ITU Webpageで公開されていること、さらに会議出席加盟国から反対が表明されないこと（すなわち全会一致の賛同）が必要である。「4週間以前」の条件からSG会合直前に開催されるWP会合で合意されたものは例え出席国から反対がなくても「SG会合での採択」はできず、採択のための郵便投票に付さねばならない。この規定の背景には勧告案の事前情報なしに、また十分な検討期間がない条件で会議出席国のみでの採択は認めないとの考え方がある。SG会合で合意された後の「採択のための郵便投票」は形式上SG会合の延長とみなされるので1国でも反対すれば採択は不成立になる。

反対国があって採択できなかった場合は反対理由により、(i) 更に技術的検討を求めるものであればWPへ差し戻す、(ii) 政策的観点からの反対で作業レベルでの解決が困難と判断されればRAの議論に付す、に大別されるがSG議長の判断によりどちらかが選択される。

2.6.2 承認 (approval)

前項の採択条件が満たされた場合、承認手続として (i) RAで審議する、(ii) 「承認のための郵便投票」のどちらかが行われる。(i) が選択されるのは2.1.1で述べたように例外的な場合であり、通常は (ii) の手続に移行する。この投票では加盟国有効回答の70%以上の同意で承認となる。すなわち承認不成立となるのは30%を超える反対があった場合に限られる。採択・承認の2段階投票が引き続き行われるとき、採択投票で1国の反対もなかった勧告案が承認段階で多くの反対により不成立となることはほぼあり得ない。そのため近年の改正で、2.6.1の採択の郵便投票成立をもって承認成立とみなす規定 (PSAA: Procedure for simultaneous adoption and approval) が採用された。これにより承認投票が行われるのは、原則としてSG会合で採択が成立した場合に限られることとなり、以前は2回の郵便投票に数か月を要していたが現在は約2か月に短縮された^(注)。

(注) 無線通信規則に参照引用されている一部の勧告については規定上PSAAが適用されない。またSG会合で参加国から特に要請がある場合にはPSAAを採用せず2段階投票手続が適用されることもある。

2.7 その他のITU-Rテキストの採択・承認手続

研究課題 (Question) の採択・承認手続は、勧告の規定を準用することが決議ITU-R 1で定められている。このためSG会合での審議を経て、承認のための郵便投票、又はPSAAに基づく投票により採択・承認が行われる。報告

(Report) には採択がなくSG会合における合意が最終承認となる。決議 (ITU-R決議) は、SG会合で審議の上採択されればRAで承認される。すなわち新決議の策定、既存決議の改訂はRAを経なければならず、郵便投票による会期中での承認はルール化されていない。

3. 世界無線通信会議 (WRC) 準備作業

ITU-RのSGは無線通信規則 (RR: Radio Regulations) の改正を行う世界無線通信会議 (WRC) 議題の準備に関する研究を行うように定められており (ITU条約No.156)、その作業方法は決議ITU-R 2に概要が規定されている。

3.1 RR改正への流れ (CPMプロセス)

RRの改正は、電波スペクトラムの目的別 (無線通信業務別) 分配を見直し、新たな使用に関する技術・運用ルールを国際的に確立することである。ITU-RにおけるWRC準備作業は、各議題について対象となる無線通信業務と周波数帯で新たな要求を満たす技術条件、所要の規則改正案など審議に必要な判断材料をCPM Report (後述) により各国に提供する。さらにこれを補完するITU-R勧告・報告も必要に応じて策定する。

3.1.1 第1回CPM会合 (CPM1)

毎回WRCの終了直後に次回WRCへ向けて会議準備会合 (CPM: Conference Preparatory Meeting) の第1回 (CPM1) が開催される。CPM1では、WRCで選定した次回議題の内容 (通常「決議文書 (WRC決議)」で必要な検討事項の概略が示される) に応じて、専門的検討を行うSG傘下のWP、又は複数SGにまたがる合同タスクグループ (JTG) を決定する。議題ごとに原則一つの「責任グループ」と幾つかの「関連グループ」が指定される。この他CPM1では、CPM Reportの章構成と各章編集責任者 (Chapter Rapporteur) が指名される。

3.1.2 責任グループ・関連グループの任務

CPM1以降、責任グループ・関連グループに指定された各WP・JTGは約2年余りを費やしてWRC準備作業を遂行する。これは通常行う技術標準化と並行して進められるが、明確に期限を区切られているWRC準備作業が優先的に取り組まれることが多い。

この作業についても各国からの寄書に基づいて研究が行わ

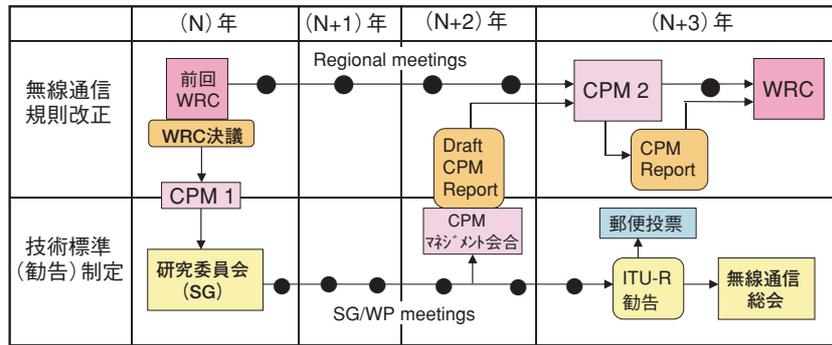


図3. 世界無線通信会議 (WRC) の準備活動 (CPM Process)

れ、本稿第2章で述べたSG会合等の作業方法がそのまま適用される。寄書の目的には次のようなものがある。

- (i) CPM Reportの基となるテキスト作成、
- (ii) WRC議題に関する無線業務間周波数共用問題等の検討、それらに関する勧告、報告の作成、
- (iii) 関連WP等との連携の在り方（専門を異にする立場からのコメント等）、

寄書を出す際には原則として各議題の責任グループに提出すべきであるが、目的によっては他の関連グループ経由で意見を提出する場合もある。各議題について上記の (i) は責任グループが主管となって取りまとめ、CPMマネジメント会合を経てDraft CPM ReportとしてWRCの約8か月前に開催される第2回CPM (CPM2) に提出される。

3.1.3 第2回CPM会合 (CPM2)

CPM2では、各国・各地域からの追加・修正見解等を加えた上でCPM Reportを作成する。CPM Reportは、通常各議題に対して唯一の結論を与えるのではなく、異なる立場から複数の解決法及びそれに伴うRR改正案を提示する。WRCではこのReportを基に最終合意を目指しての審議が行われる。

一方、WRC準備作業に基づく無線業務の共存条件等技術的研究成果はITU-R勧告又は報告として取りまとめられる。これらの主要部分は原則CPM Reportに反映されるが、これとは別に勧告、報告を作成するのは以下の理由による。

- CPM Reportはそれ1冊で全議題の検討結果を収録するためページ数に制約があり、その内容を詳細に裏付ける技術的背景を全て記述する余裕がない。
- WRC議題に基づく研究であっても、その成果はより一般的に（例えばより広い周波数範囲で）適用され将来的に維持する必要がある。

WRC議題に関連するITU-R勧告についても2.6で述べた採択・承認手続が随時適用されるが、特に作業が長引いたも

のはWRC直前開催のRAで承認されることもある。

以上の過程を時系列で示したものが図3である。

3.2 WRCへの地域準備活動

RRでは世界を三つのRegionに分けて周波数の分配を規定している。今日では電波利用のグローバル化が進み全世界共通の周波数分配を行うことが多いが、それでもWRCでの議論はRegionごとの考え方が尊重される傾向にある。Region 1では地理的・歴史的経緯から、更に四つの地域に分かれてそれぞれがWRCへの対応を協議している（表3）。すなわちITU加盟国はこれら六つのRegional groupsのいずれかに所属して、WRCへの提案をまず自国の属するグループで議論し、他国との調整を経てグループの提案として提出するのが慣例となっている。ただし、各Regional groupも多くの国を抱えており、全ての国の考え方が一致するわけではない。そこで一定以上の国の支持を得た多数意見を「Regional group提案」として承認・提出し、これと見解を異にする国は個別に自国提案をWRCへ提案する。表3に示した六つのRegional groupはWRC準備活動のみならず、他のITU会合への対応についても地域としての考えを取りまとめ、これを基に会議で同一歩調を執りグループとしての存在意義をアピールする傾向にある。

表3. 無線通信規則RegionとRegional groups

RR地域割	対象地域
Region 1	欧州グループ
	ロシア諸国グループ
	アラブグループ
	アフリカグループ
Region 2	南北アメリカグループ
Region 3 (注)	アジア・オセアニアグループ

(注) イラク以西のアジアはRegion 1 (アラブグループ) に属する。